

事務連絡
令和2年5月5日

介護保険施設・事業所開設者 殿
高齢者福祉施設開設者 殿

富山県厚生部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大にかかる緊急事態措置（令和2年5月5日
変更）について

新型コロナウイルス感染症については、5月4日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことを受け、本日、富山県の緊急事態措置を別添のとおり変更したところです。

社会福祉施設等においては、休業要請の対象外であり、また、「介護サービス事業所によるサービス継続について」（令和2年4月24日付厚生労働省事務連絡）のとおり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

引き続き、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）等に基づき、適切な感染防止対策を講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、貴事業所の職員の方々に対しても、引き続き、緊急事態措置の内容に沿って、不要不急の外出自粛や「3つの密」を回避する行動等に十分留意いただきますよう、ご周知願います。